

現行

改正後

○地域公共交通会議（道路運送法施行規則第9条の3）

構成員

- ・市町村長 又は 都道府県知事
- ・バス事業者A
- ・バス事業者B
- ・タクシー事業者C
- ・バス協会、タクシー協会
- ・住民又は旅客
- ・地方運輸局長
- ・労働組合
- ・道路管理者、警察、学識経験者等

主な協議事項

運行内容等

運賃

○地域公共交通会議（道路運送法施行規則第4条の2）

構成員（変更なし）

- ・市町村長 又は 都道府県知事
- ・バス事業者A
- ・バス事業者B
- ・タクシー事業者C
- ・バス協会、タクシー協会
- ・住民又は旅客
- ・地方運輸局長
- ・労働組合
- ・道路管理者、警察、学識経験者等

○（運賃等）協議会（道路運送法第9条第4項）※新設

構成員

- ・市町村 又は 都道府県
- ・当該運賃等を定めようとするバスorタクシー事業者
- ・地方運輸局長
- ・住民意見代表者（市町村長又は都道府県知事が指定）

※複数事業者の運賃を協議する場合は、1事業者毎に協議をする必要あり

※利用者等の意見を反映させるために必要な措置

- ①公聴会の開催
 - ②パブリックコメントの募集
 - ③市政広報誌への掲載
 - ④地域住民に対するアンケート調査
 - ⑤関係する事業者や事業者団体へのヒアリングの実施
- ①②③のいずれか、あるいは④+⑤を実施する

改正のポイント

①路線新設等の場合、これまでは「地域公共交通会議」において協議を行っていたが、改正後（令和5年10月1日～）は路線や系統については「地域公共交通会議」で、運賃については「（運賃等）協議会」で、それぞれで協議を行う必要あり。

②地域公共交通会議と連続して（運賃等）協議会で協議を行う場合、（運賃等）協議会の構成員となっていない地域公共交通会議の構成員は退室又は別室で協議を行うなど、（運賃等）協議会の構成員以外が（運賃等）協議会の協議に参加しないように留意する必要あり。

③市町村又は都道府県は、（運賃等）協議会で協議をするときは、あらかじめ公聴会の開催その他の方法により、利用者等の意見を反映させるために必要な措置を講じる必要あり。

(運賃等) 協議会について

1. 概要 (法第9条第4項)

- ・従来「地域公共交通会議」にて協議されていた協議運賃について、今般の法改正の趣旨を踏まえ、独禁法に抵触しない形で協議を行うために(運賃等)協議会を新たに設置
- ・(運賃等)協議会では、地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等(改正運送法第9条第4項)の設定や変更について協議 ※地域交通法第6条に規定する「協議会(法定協議会)」とは異なる。

2. 開催方法 (法第9条第4項)

- ・独禁法に抵触しないために、構成員を限定、地域公共交通会議とは別の形で開催する必要あり
※地域公共交通会議と連続して(運賃等)協議会で協議を行う場合、(運賃等)協議会の構成員となっていない地域公共交通会議の構成員は退室又は別室で協議を行うなど、(運賃等)協議会の構成員以外が(運賃等)協議会の協議に参加しないように留意が必要
※複数事業者の運賃を協議する場合は、1事業者毎に協議をする必要あり

3. 利用者等の意見を反映させるために必要な措置 (法第9条第5項)

- ・市町村又は都道府県は、協議をするときは、あらかじめ公聴会の開催その他の方法により、住民、利用者、利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる必要あり
- ・方法としては以下が想定される ※()内は想定する対象者
 - ①公聴会の開催(住民・利用者・利害関係者)
 - ②パブリックコメントの募集(住民・利用者・利害関係者)
 - ③市政広報誌への掲載(住民・利用者・利害関係者)
 - ④地域住民に対するアンケート調査(住民・利用者)
 - ⑤関係する事業者や事業者団体へのヒアリングの実施(利害関係者)→法第9条第5項を満たす(住民、利用者、利害関係者の意見を反映させる)ため、
①②③のいずれかを実施、あるいは④+⑤を併せて実施する。